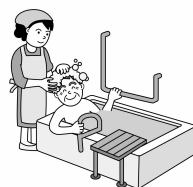
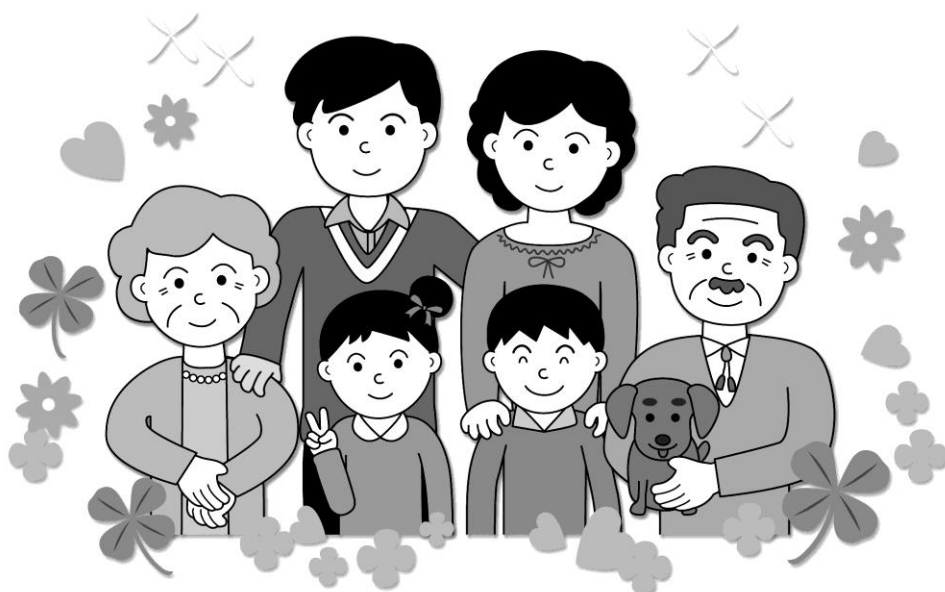


# 障がいのある方が 安心して暮らせる町へ

～出会い、ふれあい、地域でともに生きる～

## 障がい者福祉サービスの手引き



令和3年度版

広島県 安芸太田町

# は じ め に

- この手引きは、安芸太田町にお住まいで、障がいのある方や、その家族の方々が利用できるいろいろな福祉サービスを取りあげて、その内容を紹介したものです。
- 記載内容は、最小限にとどめておりますので、詳しい内容については、それぞれの相談窓口にお問い合わせください。
- 各福祉サービスをご利用される場合は、それぞれの窓口に事前にお問い合わせください。
- ここに記載されている福祉サービスの内容は、今後、内容が変更となる場合がありますのでご了承ください。

# も く じ

## 1. 手帳<sup>てちょう こうふ</sup>の交付 .....5

- 1-1 身体障害者手帳 .....6
- 1-2 療育手帳 .....6
- 1-3 精神障害者保健福祉手帳 .....6
- 1-4 手帳の申請手続き .....7

## 2. 相談窓口<sup>そうだんまどぐち</sup> .....9

- 2-1 福祉事務所・健康福祉課・本庁/住民課・各支所/住民生活課 .....11
- 2-2 健康福祉課健康増進係 .....11
- 2-3 身体障害者更生相談所 .....11
- 2-4 こども家庭センター .....12
- 2-5 精神保健福祉センター .....12
- 2-6 身体障害者相談員・知的障害者相談員 .....12
- 2-7 民生委員・児童委員 .....13
- 2-8 お陽さま相談 .....13
- 2-9 暮らしの総合相談 .....13
- 2-10 障害者差別解消法 .....14
- 2-11 障害者虐待防止法 .....15
- 2-12 成年後見制度利用支援事業 .....16
- 2-13 法人後見（成年後見制度） .....17
- 2-14 かけはし（福祉サービス利用支援事業） .....18

## 3. 保険・医療<sup>ほけん いりょう</sup> .....19

- 3-1 重度心身障害者医療費助成 .....20
- 3-2 後期高齢者医療の認定 .....20
- 3-3 自立支援医療（更生医療） .....20
- 3-4 自立支援医療（育成医療） .....21
- 3-5 自立支援医療（精神通院医療） .....21

## 4. 年金・手当など<sup>ねんきん てあて</sup> .....22

- 4-1 障害基礎年金 .....23
- 4-2 特別障害給付金 .....23
- 4-3 特別児童扶養手当 .....24
- 4-4 特別障害者手当 .....24
- 4-5 障害児福祉手当 .....24
- 4-6 児童扶養手当 .....25
- 4-7 心身障害者扶養共済制度 .....25

## 5. 補助・割引・貸付など.....26

5-1	有料道路通行料金の割引	27
5-2	NHK放送受信料の免除	27
5-3	補装具費の支給	28
5-4	日常生活用具の給付と種類	28
5-5	自動車運転免許取得費の給付	32
5-6	自動車改造費の給付	33
5-7	駐車禁止規制の適用除外	33
5-8	思いやり駐車場利用証交付制度	34
5-9	旅客運賃割引制度	35
5-9-1	「第1種の身体障害者手帳」および「第1種の療育手帳(㊸とA)」をお持ちの方	35
5-9-2	「第2種の身体障害者手帳」および「第2種の療育手帳(㊹とB)」をお持ちの方	36
5-9-3	「精神障害者保健福祉手帳1級」をお持ちの方	37
5-9-4	「精神障害者保健福祉手帳2級および3級」をお持ちの方	37
5-10	税金の軽減	38
5-10-1	所得税・住民税の控除	38
5-10-2	相続税等の控除	38
5-10-3	軽自動車税・自動車税・自動車取得税の控除	39
5-11	生活福祉資金の貸付	40
5-12	障害者住宅整備資金貸付	41
5-13	NTTの無料番号案内	41
5-14	携帯電話料金の割引	41
5-15	手話通訳者の派遣	42
5-16	避難行動要支援者支援制度	42
5-17	新マル優制度	42
5-18	聴覚障害者等緊急通報用ファクシミリ	43
5-19	広島市eメール119番	43
5-20	あんしん電話設置事業	44
5-21	公共施設使用料などの減免	44
5-22	ヘルプマーク・ヘルプカード	44

## 6. 障がい福祉サービス.....45

6-1	障がい福祉サービスとは	46
6-2	サービスを受けるための手続きの流れ	49

## 7. 教育.....51

7-1	特別支援学校	52
7-2	特別支援学級	54
7-3	保育	54

8.	<sup>しゅうろう</sup> 就労	55
8-1	ハローワーク（公共職業安定所）	56
8-2	社会適応訓練事業	56
8-3	障害者就業・生活支援センター	56

# てちょう こうふ 1. 手帳の交付

交付



手帳は、各種の福祉サービスを受けるために、障がいのあることを証明するものです。障がいの種別に応じて、3種類の手帳が交付されます。



## 1. 手帳の交付

### 1 手帳の交付

# てちょう こうふ 1. 手帳の交付



障がいのある方がいろいろな援助を受けやすくするため、障がいの種別によって下記の3種類の手帳の交付制度があります。

#### 1-1

しんたいしょうがいしゃてちょう  
身体障害者手帳



対象者	視覚・聴覚・平衡機能・音声機能・言語機能・そしゃく機能・肢体（上肢・下肢・体幹・脳原性運動機能障がい）・心臓機能・腎臓機能・呼吸器機能・ぼうこう機能・直腸機能・小腸機能・免疫機能・肝臓機能に永続的な障がいのある方
障がい等級	障がい程度の重度の方から順に、1級から6級までに区分され、等級により支援の内容が異なる場合があります。

#### 1-2

りょう いく て ちょう  
療育手帳



対象者	こども家庭センターにおいて、知的障がいと判定された方
障がい等級	障がい程度の重度な方から順に㊤・A・㊦・Bの四つに区分され、等級により支援の内容が異なる場合があります。

#### 1-3

せいしんしょうがいしゃほけんふくしてちょう  
精神障害者保健福祉手帳



対象者	精神疾患を有する方のうち、精神障がい（知的障がいを除く）のため長期にわたり日常生活や社会生活への制約のある方
障がい等級	障がいの程度によって重度の方から順に1級から3級までに区分され、等級により支援の内容が異なる場合があります。



## 1-4

てちょう しんせいてつづ  
手帳の申請手続き

手帳の交付を受けるためには、次のような手続きが必要となります。

	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳
手帳交付申請 (新規申請)	<ul style="list-style-type: none"> <li>交付申請書</li> <li>指定医師の診断書・意見書</li> <li>指定医師の障がい部位の状況および所見</li> <li>本人の写真(2枚)</li> <li>印鑑</li> <li>マイナンバーカード</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>交付申請書</li> <li>本人の写真(1枚)</li> <li>印鑑</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>手帳申請書</li> <li>本人の写真(1枚)</li> <li>印鑑</li> <li>手帳用診断書(精神障がいを事由とする年金受給者は診断書の代わりに年金証書の写しと同意書で申請できます。)</li> <li>マイナンバーカード</li> </ul>
住所・氏名が変わったとき (変更届)	<ul style="list-style-type: none"> <li>居住地・氏名変更届出書</li> <li>身体障害者手帳</li> <li>印鑑</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>居住地・氏名・保護者変更届書</li> <li>療育手帳</li> <li>印鑑</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>記載事項変更届</li> <li>精神障害者保健福祉手帳</li> <li>印鑑</li> </ul>
再交付したとき 死亡されたとき (返還届)	<ul style="list-style-type: none"> <li>手帳返還書</li> <li>身体障害者手帳</li> <li>印鑑</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>手帳返還届書</li> <li>療育手帳</li> <li>印鑑</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>精神障害者保健福祉手帳</li> <li>障害者手帳返還届書</li> </ul>
手帳を紛失 き損したとき (再交付申請)	<ul style="list-style-type: none"> <li>再交付申請書</li> <li>本人の写真(2枚)</li> <li>印鑑</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>再交付申請書</li> <li>本人の写真(1枚)</li> <li>印鑑</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>再発行申請書</li> <li>本人の写真(1枚)</li> <li>印鑑</li> </ul>
障がい程度・状態 が変化したとき (再交付申請)	<ul style="list-style-type: none"> <li>再交付申請書</li> <li>指定医師の診断書・意見書</li> <li>指定医師の障がい部位の状況および所見</li> <li>本人の写真(2枚)</li> <li>印鑑</li> </ul>	/	<ul style="list-style-type: none"> <li>手帳申請書</li> <li>本人の写真(1枚)</li> <li>印鑑</li> <li>手帳用診断書</li> </ul>
手帳の 再判定・更新	<ul style="list-style-type: none"> <li>交付申請書</li> <li>指定医師の診断書・意見書</li> <li>指定医師の障がい部位の状況および所見</li> <li>本人の写真(2枚)</li> <li>印鑑</li> <li>マイナンバーカード</li> </ul>	<b>【再判定による申請】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>交付申請書</li> <li>本人の写真(1枚)</li> <li>印鑑</li> </ul>	<b>【更新】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>手帳申請書</li> <li>本人の写真(1枚)</li> <li>印鑑</li> <li>手帳用診断書(精神障がいを事由とする年金受給者は診断書の代わりに年金証書の写しと同意書で申請できます。)</li> </ul>
申請窓口	健康福祉課および本庁/住民課・各支所/住民生活課		
問合せ先	健康福祉課社会福祉係(0826-25-0250)		

※写真のサイズは、いずれも縦4cm×横3cm(\*最近6か月以内に撮影したもの)

(注) デジタル写真を普通紙に印刷したものや、ポラロイド写真は使えませんのでご注意ください。





## 1. 手帳の交付

1

手帳の交付



## そうだんまどぐち 2. 相談窓口

2

相談  
窓口



障がいのある方や、その家族のさまざまな問題や公的サービスの利用にかかわる相談、情報提供などを行っています。



## 2. 相談窓口

# 2. 相談窓口

2

相談窓口

ご相談については、私たちがご案内します。

健康福祉課	住民課	総務課	身体障害者更生相談所
こども家庭センター	精神保健福祉センター	障害者相談員	民生委員・児童委員
お陽さま相談員	保健所	ハローワーク	公共交通機関
税務課	社会福祉協議会	特別支援学校・学級	消防署



## 2-1

けんこうふくしかほんちょうじゅうみんか  
健康福祉課/本庁住民課/  
かくししょじゅうみんせいかつか  
各支所住民生活課



障がい福祉サービスなどの  
各種申請や、障がい福祉に  
関する相談窓口です。

2

相談窓口

窓 口	所 在 地	電 話 番 号
健康福祉課社会福祉係	〒731-3622 安芸太田町大字下殿河内 236 番地	0826-25-0250 (FAX 0826-22-0686)
本庁/住民課	〒731-3810 安芸太田町大字戸河内 784 番地 1	0826-28-2116 (FAX 0826-28-1622)
加計支所/住民生活課	〒731-3501 安芸太田町大字加計 3505 番地 4	0826-22-1111 (FAX 0826-22-0622)
安野出張所	〒731-3411 安芸太田町大字穴 886 番地 1	0826-23-0301 (FAX 0826-23-1082)
筒賀支所/住民生活課	〒731-3702 安芸太田町大字中筒賀 1693 番地 1	0826-32-2121 (FAX 0826-32-2037)

## 2-2

けんこうふくしか  
健康福祉課



日ごろの悩みや不安、障がい  
福祉に関する相談など、保健  
師による相談窓口です。

窓 口	所 在 地	電 話 番 号
健康福祉課健康増進係	〒731-3622 安芸太田町大字下殿河内 236 番地	0826-25-0250 (FAX 0826-22-0686)

## 2-3

しんたいしょうがいしゃこうせいそうだんじょ  
身体障害者更生相談所



身体に障がいのある方に、専門的な立  
場から相談・指導など総合的な判定を  
行う機関です。県内各所にて視覚・聴覚  
障がい・肢体不自由などに関する定期  
相談会も行っています。

窓 口	所 在 地	電 話 番 号
県立身体障害者更生相談所	〒739-0036 東広島市西条町田口 295-3	082-425-1455 (FAX 082-425-1634)



## 2. 相談窓口

### 2 相談窓口

### 2-4

かてい  
こども家庭センター



子どもと家庭に関する総合的な相談支援機関です。子どもに関する相談や、知的障がいのある方に専門的な立場から相談・指導・判定などを行っています。

窓 口	所 在 地	電 話 番 号
西部こども家庭センター (安芸太田町所管)	〒734-0003 広島市南区宇品東4丁目 1-26	082-254-0381 (FAX 082-256-5520)
東部こども家庭センター	〒720-0838 福山市瀬戸町山北 291-1	084-951-2340 (FAX 084-951-2379)
北部こども家庭センター	〒728-0013 三次市十日市東4丁目 6-1	0824-63-5181 (FAX 0824-63-9743)

### 2-5

せいしんほけんふくし  
精神保健福祉センター



こころの健康の保持増進や精神障がいの予防、社会復帰への支援活動などを行う総合的な技術センターです。専門的な立場から相談・指導・判定を行っています。

窓 口	所 在 地	電 話 番 号
広島県立総合精神保健福祉センター (パレアモア広島)	〒731-4311 安芸郡坂町北新地2丁目 3-77	082-884-1051 (FAX 082-885-3447)
広島市精神保健福祉センター	〒730-0043 広島市中区富士見町 11-27	082-245-7731 (FAX 082-245-9674)

### 2-6

しんたいしょうがいしゃそうだんいん  
身体障害者相談員

ちてきしょうがいしゃそうだんいん  
知的障害者相談員



町より委託された相談員が、地域において障がいのある方や家族からの相談に応じます。相談員には守秘義務がありますので安心してご相談ください。  
任期は令和2年4月から令和4年3月末までとなっています。

名 前	相談員職名	担当地区	電話番号
かわもと ともしげ 川本 友重	身体障害者相談員	戸河内地区	0826-28-2047
いちだ よしとみ 市田 義臣	身体障害者相談員	筒賀地区	0826-32-2634
くりす やすふみ 栗栖 康文	身体障害者相談員	加計地区	0826-22-2882
すすき こうじ 鈴木 公二	知的障害者相談員	町内全域	0826-22-1383



2-7

みんせいいいん じどういいん  
民生委員・児童委員



生活に困っている方や、悩みなどをお持ちの方の相談・助言を行っています。お住まいの地域の民生委員・児童委員については、本庁住民課(0826-28-2116)または各支所/住民生活課にお問い合わせください。

2

相談窓口

2-8

ひ お陽さま相談



主に言葉の遅れや多動などの子育てに悩みを持っておられる家族などを対象に、隔月、相談支援専門員による相談を行っています。相談は予約制ですので、詳しくは、健康福祉課(0826-25-0250)にお問い合わせください。

2-9

く暮らしの総合相談



社会福祉協議会が実施する、暮らしに関する悩みや心配ごとの無料相談窓口に、障がい福祉に関する相談日を設け、障がい者相談員や、保健師による相談を実施しています。詳しくは、社会福祉協議会にお問い合わせください。  
(社会福祉協議会 電話 0826-32-2226)



## 2. 相談窓口

### 2-10

しょうがいしゃさべつがいしょうぼう  
障害者差別解消法



平成28年4月より施行されたこの法律は、「不当な差別的取扱い」を禁止し、「合理的配慮の提供」を求めています。

2

相談窓口

#### ◆「不当な差別的取扱い」ってなに？

正当な理由がないのに、障がいがあるということでサービスなどの提供の拒否・制限をすることです。

※ 正当な理由がある場合とは、その取扱いが客観的に見て正当に行われたもので、やむを得ないと言える場合であり、個別の事案ごとに判断されます。

##### 【不当な差別的取扱いと考えられる例】

- 窓口対応を拒否する、順番を遅くする
- 学校の受験や、入学を拒否する
- 本人を無視して、介助者の人だけに話しかける

#### ◆「合理的配慮」ってどういうこと？

障がいのある方から何らかの配慮を求める意志の表明があった場合に、過重な負担とならない範囲で、社会的障壁を取り除くことです。

※ 過重な負担かどうかは、目的を損なわないか、実現可能か、費用負担の程度などを考慮して、個別の事案ごとに判断されます。

##### 【合理的配慮の例】

- 順番を待つことが苦手な障がいのある人に対し、周囲の理解を得た上で、順番を変更する
- 意思疎通のために、絵や写真カード、タブレットなどを活用する
- 車いすの利用者が利用しやすいようにカウンターの高さに配慮する

社会的障壁とは・・・日常生活や社会生活を送るうえで、障がいのある人の障壁となるようなこと。

(例：街中に段差があると車いすが進めない、漢字ばかりの書類だと理解しづらい。など)

#### ◆行政機関と事業者における差別を解消するための措置

区 分	行政機関（役所）	民間事業者（会社、お店など）
不当な差別的取扱い	禁 止	禁 止
合理的配慮	法的義務	努力義務

【障がいを理由とする差別に関する相談窓口】 健康福祉課社会福祉係（電話 0826-25-0250）

または 広島県 健康福祉局 障害者支援課 自立・就労グループ

平日の 12 時～13 時を除く 8:30～17:15(電話 082-513-3165)



## 2-11

しょうがいしゃぎゃくたいぼうしほう  
障害者虐待防止法

虐待の定義が明確にされ、発見者に対する通報義務や、市町の立入調査権限などが規定されています。【平成24年10月施行】

2

相談窓口

## ◆障害者虐待の定義

## 【障害者虐待の種類】

## ●養護者による障害者虐待

障害者のお世話・介助・金銭管理などをする、家族・同居人などによる虐待

## ●障害者福祉施設従事者等による虐待

障害者福祉施設などの職員による虐待（学校、保育所、医療機関を除く）

## ●使用者による障害者虐待

障害者を雇用する事業主、経営担当者などによる虐待（国、地方公共団体を除く）

## 【障害者虐待の例】

## ●身体的虐待

殴る、蹴る、無理やり食べ物や飲み物を口に入れる、不適切な身体拘束 など

## ●性的虐待

性的行為を強要する、裸にする、本人の前でわいせつな言葉を発する など

## ●心理的虐待

侮辱する言葉を浴びせる、怒鳴る、ののしる、無視する など

## ●放棄・放任

食事や水分を十分に与えない、排せつの介助をしない、医療機関に受診させない など

## ●経済的虐待

年金や賃金を渡さない、本人の同意なしに預貯金を運用する など

## ◆障害者虐待の種類別通報窓口

虐待を受けたと思われる障害者を発見した方は、通報窓口へ通報しなければなりません。

（※虐待を受けた障害者本人が届出する場合も同様です。）

障害者虐待の種類	通報窓口
養護者による虐待	健康福祉課社会福祉係（電話 0826-25-0250）
障害者福祉施設従事者等による虐待	
使用者による虐待	健康福祉課社会福祉係（電話 0826-25-0250） または 広島県障害者権利擁護センター 月～水金 8:30～17:30、木 8:30～18:30 ※夜間・休日は留守番電話 （電話 082-569-5151）





## 2. 相談窓口

### 2-11

#### せいねんこうけんせいどりようしえんじぎょう 成年後見制度利用支援事業



認知症高齢者、知的障がい及び精神障がいのある方の成年後見制度の利用を支援します。

## 2

### 相談窓口

#### 成年後見制度とは

認知症や知的障がい、精神障がいで判断力が不十分な方のために家庭裁判所が適任と認める方を成年後見人等に選任し本人の権利や財産を守り保護・支援する制度です。

#### 成年後見人等の仕事

- 介護サービス利用契約、施設入所契約、医療契約等について代理権を行使します。
- 本人の財産を管理します。

#### 成年後見制度の後見開始等審判についての町長申立て

##### 【支援内容】

認知症高齢者、知的障がい及び精神障がいのある方で身寄りがない方、または虐待を受けている方が成年後見制度を利用するための申立を町長が行います。

##### 【対象者】

- 町内に住所を有し、配偶者および二親等内（場合によっては四親等内）の親族が存在しない、または音信不通の状況にあり、かつ認知症、知的障がい、または精神障がいの状態にあるために、理解・判断能力が乏しく、親族から虐待を受けている方

#### 成年後見制度の利用支援

##### 【支援内容】

経済的な理由で成年後見制度の利用が困難な方が成年後見制度を利用する場合その費用（申立てに要する費用、成年後見等に対する報酬）について支援します。

##### 【対象者】

この支援制度の対象となる方は町内に住所を有し、次のいずれかに該当する方です。

- 生活保護受給者
- 成年後見制度利用に係る費用の支援を受けなければ利用が困難な方
- その他、町長が必要と認める方

申請窓口

健康福祉課社会福祉係

問合せ先

健康福祉課（0826-25-0250）



## 2-12

ほうじんこうけん せいねんこうけんせいと  
法人後見 (成年後見制度)



安芸太田町社会福祉協議会では成年後見制度における相談を全般的に受けるとともに、成年後見人などの業務を法人として行っています。まずはお気軽にご相談ください。

対象者	認知症や知的・精神障がい等によって、判断能力が不十分な方
申請窓口 および 問い合わせ先	安芸太田町社会福祉協議会 (電話 0826-32-2226 FAX 0826-32-2048)



2-13  
かけはし

ふくし りようえんじょじぎょう  
(福祉サービス利用援助事業)



高齢であることや障がいがあることで、自分一人で契約等の判断をすることが不安な方や、お金の管理に困っている方などのお手伝いをします。

2

相談窓口

内 容	<p>次のような日常生活の支援を行います。</p> <p>① 日常的な金銭の管理(日々の暮らしに必要なお金の出し入れ)</p> <p>② 福祉サービスの利用手続き</p> <p>③ 通帳や証書等の預かり(宝石や骨董品、貴金属類などを除きます)</p>
対 象 者	知的障がいや精神障がい、認知症などで判断能力が不十分な方
利用者負担等	<p>① 預金の出し入れ、福祉サービスの利用手続きは1回あたり1,500円(生活保護世帯は無料)</p> <p>② 通帳や印鑑、書類等の預かりは1カ月あたり1,500円</p> <p>※相談や契約書の作成までは無料、支援は有料となります。</p>
申請窓口	安芸太田町社会福祉協議会 (電話 0826-32-2226 FAX 0826-32-2048)



### ほけん いりょう 3. 保健・医療

3

保健・医療



障がいに係る医療費の負担を軽減するため、医療費の公費負担や医療給付などを行っています。



# 3. 保健・医療

## 3-1

じゅうどしんしんしょうがいしゃいりょうひじよせい  
**重度心身障害者医療費助成**



重度心身障がい者(児)が、医療機関で医療を受けた場合にかかる自己負担相当額を助成しています。ただし、所得による給付制限があります。

3

保健・医療

対象者	① 身体障害者手帳1級～3級をお持ちの方 ② 療育手帳Ⓐ・A・Ⓑをお持ちの方 ③ 精神障害者保健福祉手帳1級かつ自立支援医療（精神通院）の両方をお持ちの方 ※通院のみ ※助成を受けるには事前に受給者証の交付が必要になります。
自己負担	一医療機関ごとに1日200円。ただし、1か月の負担は、通院＝月4日まで、入院＝月14日までを限度とします。
申請窓口	本庁住民課・各支所住民生活課および健康福祉課
問合せ先	本庁住民課住民生活係（0826-28-2116）

## 3-2

こうきこうれいしゃいりょう にんてい  
**後期高齢者医療の認定**



手帳をお持ちで以下の条件に該当する方は、後期高齢者医療制度に加入できます。

対象者	65歳以上75歳未満の①②③のどれかに該当する方 ① 身体障害者手帳1級～3級および4級の一部をお持ちの方 ② 療育手帳Ⓐ・Aをお持ちの方 ③ 精神障害者保健福祉手帳1級・2級をお持ちの方 ※加入には事前の申請が必要となります。
申請窓口	本庁住民課・各支所住民生活課および健康福祉課
問合せ先	本庁住民課住民生活係（0826-28-2116）

## 3-3

じりつしえんいりょう こうせいりりょう  
**自立支援医療（更生医療）**



身体上の障がいを軽くしたり、取り除いたり、あるいは障がいの進行を防ぐためにかかる医療費の給付を行っています。

対象者	身体障害者手帳に記載されている部位を治療する18歳以上の方
自己負担	医療費の1割が自己負担になります。ただし、世帯の所得に応じて1か月当たりの負担に上限額が設けられます。 ※給付を受けるには事前に受給者証の交付が必要になります。
申請窓口	健康福祉課社会福祉係および本庁住民課・各支所住民生活課
問合せ先	健康福祉課社会福祉係（0826-25-0250）



## 3-4

じりつしえんいりょう いくせいりょう  
 自立支援医療（育成医療）



身体に障がいのある児童に対し、その障がいを軽くしたり、取り除いたり、あるいは障がいの進行を防ぐためにかかる医療費の給付を行っています。

対象者	身体に障がいのある18歳未満の方
自己負担	医療費の1割が自己負担になります。ただし、世帯の所得に応じて1か月当たりの負担に上限額が設けられます。 ※給付を受けるには事前に受給者証の交付が必要になります。
申請窓口	健康福祉課社会福祉係および本庁住民課・各支所住民生活課
問合せ先	健康福祉課社会福祉係（0826-25-0250）

3

保健・医療

## 3-5

じりつしえんいりょう せいしんつういんいりょう  
 自立支援医療（精神通院医療）



精神疾患で病院や診療所に通院する際にかかる医療費の給付を行っています。

対象者	統合失調症、躁うつ病、てんかんなどのため精神科の治療が必要な方
自己負担	医療費の1割が自己負担になります。ただし、世帯の所得に応じて1か月当たりの負担に上限額が設けられます。 ※給付を受けるには事前に受給者証の交付が必要になります。
申請窓口	健康福祉課社会福祉係および本庁住民課・各支所住民生活課
問合せ先	健康福祉課社会福祉係（0826-25-0250）



ねんきん てあて  
4. 年金・手当など

4

年金・手当など



障がいのある方や、その家族の方々の安定した生活を支援するため、年金や手当などが支給されます。



## ねんきん てあて 4. 年金・手当など

### 4-1

#### しょうがいき そねんきん 障害基礎年金



身体、知的または精神に障がいがあり、日常生活に著しい制限を受けるような状態になった20歳以上の方に年金を支給します。

対象者	障がいの原因となった病気やけがの初診日がいずれかの間にある方。 ① 国民年金加入期間 ② 60歳以上65歳未満（国内居住者のみ） ③ 20歳未満 ※①②の場合、初診日前において加入期間の3分の2以上の保険料納付済期間（免除期間を含む）があること。または、初診日前一年間において保険料未納がないこと。 ③の場合、納付要件はありません。
年金額	(1級)年額976,125円 十子の加算額 (2級)年額780,900円 十子の加算額（令和3年4月現在）
申請窓口	本庁住民課・各支所住民生活課
問合せ先	本庁住民課住民生活係（0826-28-2116）

4

年金・手当など

### 4-2

#### とくへつしょうがいきゅうふきん 特別障害給付金



国民年金の任意加入期間に未加入であったため、障害年金の支給対象とならない方に対して支給されます。ただし、所得による支給制限があります。

対象者	①平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生 ②昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象であった被用者（厚生年金・共済組合などの加入者）の配偶者であって、当時任意加入していなかった期間内に初診日があり、現在、障害基礎年金1級・2級相当の障がいに該当される方
支給額	(1級)月額51,650円 (2級)月額41,320円(平成30年4月現在)
申請窓口	本庁住民課・各支所住民生活課
問合せ先	本庁住民課住民生活係（0826-28-2116）





## 4. 年金・手当など

### 4-3

とくへつじどうふようてあて  
特別児童扶養手当



身体、知的または精神に重い障がいのある20歳未満の児童を監護、養育している方に支給されます。ただし、所得による支給制限があります。

対象者	身体障害者手帳でおおむね1級～3級および4級の一部、療育手帳でおおむね㉠・A・㉢程度の状態にある児童
手当額	重度(1級)月額 52,500 円 中度(2級)月額 34,970 円 (令和3年4月現在)
申請窓口	健康福祉課社会福祉係および本庁住民課・各支所住民生活課
問合せ先	健康福祉課社会福祉係 (0826-25-0250)

4

年金・手当など

### 4-4

とくへつしょうがいしゃてあて  
特別障害者手当



身体、知的または精神に重い障がいがあるために、在宅で常に介護が必要な20歳以上の方に支給されます。ただし、所得による支給制限があります。また、本人が3か月以上、入院や施設入所したときは支給されません。

対象者	身体・知的または精神に著しく重度の障がいがあり、在宅者で、かつ日常生活において基本的な動作のほとんどに介護が必要な障がいのある20歳以上の方
手当額	月額 27,350 円 (令和3年4月現在)
申請窓口	健康福祉課社会福祉係および本庁住民課・各支所住民生活課
問合せ先	健康福祉課社会福祉係 (0826-25-0250)

### 4-5

しょうがいじふくしてあて  
障害児福祉手当



身体、知的または精神に重い障がいがあるために、在宅で常に介護が必要な20歳未満の方に支給されます。ただし、所得による支給制限があります。

対象者	在宅で常時介護を必要とする20歳未満の障がいのある方 (施設に入所している場合を除く)
手当額	月額 14,880 円 (令和3年4月現在)
申請窓口	健康福祉課社会福祉係および本庁住民課・各支所住民生活課
問合せ先	健康福祉課社会福祉係 (0826-25-0250)



## 4-6

 じどうふようてあて  
 児童扶養手当


父または母に重い障がいのある家庭で、児童を監護している父または母、または養育している方に支給されます。ただし年金や所得による支給制限があります。

対象者	ひとり親、または父、母に重度の障がいのある家庭で、満18歳の年齢に達するまで（法令で定める程度の障がいのある児童は20歳未満）の児童を監護している父または母、または児童を養育している方。 ※令和3年3月から障害基礎年金の子の加算額が児童扶養手当を下回る場合、その差額に対し児童扶養手当を受けることができます。
手当額	対象となる児童が1人の場合 月額 43,160円～10,180円（令和3年4月現在）
申請窓口	健康福祉課社会福祉係および本庁住民課・各支所住民生活課
問合せ先	健康福祉課社会福祉係（0826-25-0250）

## 4-7

 しんしんしょうがいしゃふようきょうさいせいと  
 心身障害者扶養共済制度


障がいのある方を扶養している保護者等が、毎月一定の掛金を納めることにより、保護者が死亡または重い障がいの状態になった場合に、障がいのある方に終身一定額の年金が支給される任意加入の制度です。

対象者	加入できる方 65歳未満で、特別な疾病または障がいのない方 障がいのある方の範囲 ①知的障がい者 ②身体障害者手帳1級～3級をお持ちの方 ③精神または身体に永続的な障がいのある方で、程度が①または②と同程度と認められる方
掛金	月額（1口当たり） 9,300円～23,300円（平成20年4月1日以降の加入者） ※加入するときの加入者の年齢により異なります。 ※2口まで加入できます。
年金額	（1口加入）月額 20,000円 （2口加入）月額 40,000円
申請窓口	健康福祉課社会福祉係および本庁住民課・各支所住民生活課
問合せ先	健康福祉課社会福祉係（0826-25-0250）

ほじょ わりびき かしつけ  
**5. 補助・割引・貸付など**

5

補助・割引・貸付など



障がいのある方の、日常生活を容易にするための用具の給付や、生活の安定を支援するための割引・貸付などを行っています。



## 5. 補助・割引・貸付など

### 5-1

ゆうりょうどうろつうこうりょうきん わりびき  
有料道路通行料金の割引



身体障害者手帳・療育手帳をお持ちの方が、有料道路(高速道路など)を利用する場合、通行料が半額割引になるための証明をします。

対象者	本人が運転される場合 身体障害者手帳をお持ちの方 本人以外の方が運転され、本人が同乗される場合 ①第1種の身体障害者手帳をお持ちの方 ②㉠・Aの療育手帳をお持ちの方
自動車の範囲	本人または介護者が運転する乗用タイプの自動車(乗車定員10人以下で、軽トラック・原付自転車などは除く)で、本人または生計を一にする方などが所有する車(営業車は除く)
割引額	通常料金の半額(ただし、端数が生じる場合は、10円または50円単位で切り上げ)
申請窓口	健康福祉課社会福祉係および本庁住民課・各支所住民生活課
問合せ先	健康福祉課社会福祉係(0826-25-0250)

5

補助・割引・貸付など

### 5-2

ほうそうじゅしんりょう めんじょ  
NHK放送受信料の免除



NHKテレビ受信料が、半額または全額免除になる対象者の証明を行います。

対象者	全額免除	① 町民税非課税世帯で、身体障害者手帳をお持ちの方がいる世帯 ② 町民税非課税世帯で、知的障がい者と判定された方がいる世帯 ③ 町民税非課税世帯で、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方がいる世帯
	半額免除	① 世帯主が、視覚障がい・聴覚障がいの身体障害者手帳をお持ちの世帯 ② 世帯主が、1級または2級の身体障害者手帳をお持ちの世帯 ③ 世帯主が、㉠またはAの知的障がい者と判定された世帯 ④ 世帯主が、1級の精神障害者保健福祉手帳をお持ちの世帯
申請窓口	健康福祉課社会福祉係および本庁住民課・各支所住民生活課	
問合せ先	健康福祉課社会福祉係(0826-25-0250)	



## 5. 補助・割引・貸付など

### 5-3

#### 補装具費の支給



身体障害者手帳をお持ちの方に対し、障がいを補うための用具を購入または修理をする際に、補装具費の支給を行っています。ただし、介護保険対象者は、介護保険制度が優先されます。

## 5 補助・割引・貸付など

対象者	肢体不自由者（児）	義肢・装具・座位保持装置・車いす・電動車いす・歩行器・歩行補助つえ（1本つえを除く）
	視覚障がい者（児）	義眼・眼鏡・盲人安全つえ
	聴覚障がい者（児）	補聴器
	重度の両上下肢および音声言語機能障がい者（児）	重度障害者用意思伝達装置
	肢体不自由児	座位保持いす・起立保持具・頭部保持具・排便補助具
	自己負担額	原則1割負担。ただし、本人および配偶者の課税状況などに応じて1か月当たりの負担に上限額が設けられます。
	申請窓口	健康福祉課社会福祉係および本庁住民課・各支所住民生活課
	問合せ先	健康福祉課社会福祉係（0826-25-0250）

※障害者総合支援法の範囲である難病患者の方も状態によっては補装具の給付を受けることができます。

### 5-4

#### 日常生活用具の給付と種類



重い障がいのある方などに対し、日常生活の改善を図るため、障がいに応じた日常生活用具の給付を行っています。ただし、介護保険対象者は、介護保険制度が優先されます。

自己負担額	原則1割負担。ただし、本人および配偶者の課税状況などに応じて1か月当たりの負担に上限額が設けられます。
申請窓口	健康福祉課社会福祉係および本庁住民課・各支所住民生活課
問合せ先	健康福祉課社会福祉係（0826-25-0250）

※障害者総合支援法の範囲である難病患者の方も状態によっては日常生活用具の給付を受けることができます。



障がいの程度や種別に応じて、  
次のような用具があります。

**※表の見方** \*対象の「者」は18歳以上の方、「児」は18歳未満の方です。また、数字やアルファベットなどは身体障害者手帳、療育手帳および精神障害者保険福祉手帳の等級制限を表しています。

(例) \*「2」は障害等級2級以上の方が対象、「○」は等級制限なし。

#### ■ 共通用具

対象者	品目	耐用年数	限度額	対象者
2 2	火災警報器	8年	15,500円	身体障害者手帳2級以上または療育手帳Ⓐ・Aもしくは精神障害者保健福祉手帳1級以上の方で火災発生の感知・避難が著しく困難な方
2 2	自動消火器	8年	28,700円	

#### ■ 聴覚障がい

対象者	品目	耐用年数	限度額	対象者
2 一	聴覚障がい者用屋内信号装置	10年	87,400円	聴覚障がい2級以上
○ ○	聴覚障がい者用通信装置	5年	71,000円	聴覚障がいまたは発声・発語に著しい障がいを有する方
○ ○	聴覚障がい者用情報受信装置	6年	88,900円	聴覚障がい(本装置によりテレビの視聴が可能となる方)

#### ■ 平衡機能障がい

対象者	品目	耐用年数	限度額	対象者
○ ○	移動・移乗支援用具	8年	60,000円	平衡機能または下肢もしくは体幹機能障がい(家庭内の移動などに介助を要する方)
○ ○	頭部保護帽	3年	36,750円	平衡機能または下肢もしくは体幹機能障がい(立位や歩行が不安定でよく転倒する方)・知的障がい・精神障がい(てんかんの発作などにより頻繁に転倒する方)

#### ■ 音声・言語機能障がい

対象者	品目	耐用年数	限度額	対象者
○ ○	携帯用会話補助装置	5年	98,800円	肢体不自由または音声機能もしくは言語機能障がいがあって、発声・発語に著しい障がいを有する方
○ ○	聴覚障がい者用通信装置	5年	71,000円	聴覚障がいまたは発声・発語に著しい障がいを有する方
○ ○	人工喉頭	4年	笛式 8,100円	喉頭摘出により音声機能をそう失した方
		5年	電動式 70,100円	



## 5. 補助・割引・貸付など

### ■視覚障がい

対象者	見	品目	耐用年数	限度額	対象者
2	一	電磁調理器	6年	41,000円	視覚障がい2級以上または療育手帳㊤・A
2	2	歩行時間延長信号機用小型送信機	10年	7,000円	視覚障がい2級以上
2	2	体温計(音声式)	5年	9,000円	視覚障がい2級以上
2	2	体重計(音声式)	5年	18,000円	視覚障がい2級以上
2	一	点字ディスプレイ	6年	383,500円	視覚障がい2級以上
2	2	点字器	7年	標準型 10,400円	視覚障がい2級以上(就労もしくは就学しているかまたは就労が見込まれる方)
			5年	携帯用 7,200円	
2	2	点字タイプライター	5年	63,100円	視覚障がい2級以上(就労もしくは就学しているかまたは就労が見込まれる方)
2	2	視覚障がい者用ポータブルレコーダー	6年	録音再生機 85,000円	視覚障がい2級以上
				再生機専用 35,000円	
			5年	テープレコーダー 23,000円	
2	2	情報・通信支援用具	6年	100,000円	視覚障がい2級以上または上肢機能障がい2級以上(体幹機能障がい2級以上で上肢の機能に同程度の障がいがあるとみとめられるものを含む)で、機器の使用により社会参加が見込まれる方
2	2	視覚障がい者用活字文書読上げ装置	6年	99,800円	視覚障がい2級以上
〇	〇	視覚障がい者用拡大読書器	8年	198,000円	視覚障がい(本装置により文字などを読むことが可能になる方)
2	一	視覚障がい者用時計	10年	触読式 10,300円	視覚障がい2級以上
				音声式 13,300円	視覚障がい2級以上(手指の触覚に障がいがあるなどのため触読式時計の使用が困難な方)
〇	〇	視覚障がい者用ワープロレッサー(共同利用)	一	1,030,000円	視覚障がい
〇	〇	点字図書	一	点字図書を作成するために要した額から同一の書籍の一般販売価格に相当する額を控除した額	視覚障がい(主に情報の入手を点字によっている方)

5

補助・割引・貸付など



## ■上肢・下肢・体幹・脳原性運動機能障がい

対象者	児	品目	耐用年数	限度額	対象者
2	2	特殊便器	8年	151,200円	上肢機能障がい2級以上または療育手帳㊤・A（訓練を行っても自らの排便後の処理が困難な方）
2	2	情報・通信支援用具	6年	100,000円	視覚障がい2級以上または上肢機能障がい2級以上（体幹機能障がい2級以上で上肢の機能に同程度の障がいがあるとみとめられるものを含む）で、機器の使用により社会参加が見込まれる方
0	0	携帯用会話補助装置	5年	98,800円	肢体不自由または音声機能もしくは言語機能障がいがあって、発声・発語に著しい障がいがある方
2	1	特殊寝台	8年	154,000円	下肢または体幹機能障がい2級以上
1	1	特殊尿器	5年	67,000円	下肢または体幹機能障がい1級（常時介護を要する方）
1	2	特殊マット	5年	19,600円	下肢または体幹機能障がい1級の18歳以上の方および2級以上の3歳以上18歳未満の方（常時介助を要する方）
2	2	入浴担架	5年	82,400円	下肢または体幹機能障がい2級以上（入浴に介助を要する方）
2	2	体位変換器	5年	15,000円	下肢または体幹機能障がい2級以上（下着交換などに介助を要する方）
2	2	移動用リフト	4年	159,000円	下肢または体幹機能障がい2級以上
1	2	訓練いす	5年	33,100円	下肢または体幹機能障がい2級以上
1	2	訓練用ベッド	8年	159,200円	下肢または体幹機能障がい2級以上
0	0	入浴補助用具	8年	90,000円	下肢または体幹機能障がい（入浴に介助を要する方）
2	2	便器	8年	9,850円	下肢または体幹機能障がい2級以上
0	0	T字状・棒状のつえ	3年	4,200円	下肢または体幹機能障がい（つえの使用により歩行が改善される方）
0	0	移動・移乗支援用具	8年	60,000円	平衡機能または下肢もしくは体幹機能障がい（家庭内の移動などに介助を要する方）
0	0	頭部保護帽	3年	36,750円	平衡機能または下肢もしくは体幹機能障がい（立位や歩行が不安定でよく転倒する方）・知的障がい・精神障がい（てんかんの発作などにより頻りに転倒する方）
0	0	紙おむつなど	—	12,000円	脳原性運動機能障がいにより排尿または排便の意思表示が困難な方。または先天性疾患（先天性鎖肛を徐く）に起因する神経障がいによる高度の排尿機能・排便機能障がいのある方
3	3	居宅生活動作補助用具	5年	200,000円	下肢または体幹機能障がいもしくは乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい3級以上の方（特殊便器への取替えをする場合は上肢障がい2級以上の方）
0	0	収尿器	1年	○男性用 7,700円 ○女性用 8,500円	脊髄損傷などにより高度の排尿機能障がいがある方





## 5. 補助・割引・貸付など

### 5 補助・割引・貸付など

#### ■内部機能障がい

対象者		品目	耐用年数	限度額	対象者
者	児				
3	3	透析液加温器	5年	51,500円	腎臓機能障がい3級以上
3	3	ネブライザー(吸入器)	5年	36,000円	呼吸器機能障がい3級以上または同程度の障がいを有すると認められる方
3	3	電気式たん吸引機	5年	56,400円	呼吸器機能障がい3級以上または同程度の障がいを有すると認められる方
○	—	酸素ボンベ運搬車	10年	17,000円	医療保険による在宅酸素療法を行う方
○	○	ストマ用装具	—	8,600円	腹部に人工肛門を造設した方
○	○		—	11,300円	腹部に人工ぼうこうを造設した方
○	○	紙おむつなど	—	12,000円	治療によって軽快の見込みのないストマ周辺の皮膚の著しいびらん、またはストマの変形のため、ストマ用装具を装着することができない方
3	3	パルスオキシメーター	5年	50,000円	呼吸機能障がい若しくは心臓機能障がい3級以上または同程度の障がいを有すると認められる方

#### ■知的障がい

対象者		品目	耐用年数	限度額	対象者
者	児				
A	A	特殊マット	5年	19,600円	3才以上で常時介護を要する方
○	○	頭部保護帽	3年	36,750円	平衡機能または下肢もしくは体幹機能障がい(立位や歩行が不安定でよく転倒する方)・知的障がい・精神障がい(てんかんの発作などにより頻繁に転倒する方)
A	A	特殊便器	8年	151,200円	上肢機能障がい2級以上または療育手帳㊤・A(訓練を行っても自らの排便後の処理が困難な方)
A	—	電磁調理器	6年	41,000円	視覚障がい2級以上または療育手帳㊤・A

#### ■精神障がい

対象者		品目	耐用年数	限度額	対象者
者	児				
○	○	頭部保護帽	3年	36,750円	平衡機能または下肢もしくは体幹機能障がい(立位や歩行が不安定でよく転倒する方)・知的障がい・精神障がい(てんかんの発作などにより頻繁に転倒する方)

### 5-5

じどうしゃうんてんめんぎょしゅとくひ きゅうふ  
自動車運転免許取得費の給付



自動車運転免許(第1種普通免許に限る)を取得した身体障がいのある方に対し、取得費の一部を給付します。

対象者	以下の①～③の全ての条件を満たす方 ①身体障害者手帳1級～4級をお持ちの方 ②町内に居住している方 ③第1種普通自動車運転免許を取得された方
給付額	運転免許の取得に要した費用の3分の2(限度額100,000円)
申請窓口	健康福祉課社会福祉係および本庁住民課・各支所住民生活課
問合せ先	健康福祉課社会福祉係(0826-25-0250)



5-6

自動車改造費の給付



身体に障がいのある方が、就労などにより自らの運転に適合するように自動車を改造する場合、その改造費の一部を給付します。ただし、所得制限があります。

対象者	以下の①～③の全ての条件を満たす方 ①上肢・下肢または体幹機能障がいの身体障害者手帳1級～4級をお持ちの方 ②町内に居住している方 ③過去2年間、改造費の給付を受けていない方
給付額	改造費の額（限度額 100,000 円）
申請窓口	健康福祉課社会福祉係および本庁住民課・各支所住民生活課
問合せ先	健康福祉課社会福祉係（0826-25-0250）

5-7

駐車禁止規制の適用除外



障がい者手帳をお持ちの方が、公安委員会の交付する「駐車禁止除外指定車標章」を提示している場合は、公安委員会の指定した駐車禁止場所に限り駐車することができます。

対象者	視覚障がい	1級～3級、4級の1	
	聴覚障がい	2級・3級	
	平衡機能障がい	3級	
	上肢機能障がい	1級・2級の1または2級の2	
	下肢機能障がい	1級～4級	
	体幹機能障がい	1級～3級	
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい	上肢機能	1級・2級（一上肢のみに運動機能障がいのある場合を除く）
		移動機能	1級～4級
	心臓機能障がい	1級～3級	
	じん臓機能障がい	1級～3級	
	呼吸器機能障がい	1級～3級	
	ぼうこうまたは直腸機能障がい	1級～3級	
	小腸機能障がい・肝臓機能障がい	1級～3級	
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい	1級～3級	
	療育手帳	Ⓐ・A	
精神障害者保健福祉手帳	1級		
申請窓口	山県警察署（0826-22-0110）		



## 5. 補助・割引・貸付など

5-8

おも ちゅうしゃじょう  
**思いやり駐車場**  
りようしょうこうふせいで  
利用証交付制度



以下の手帳や等級に該当し、歩行や車の乗降に支障のある方に思いやり駐車場の利用証を交付します。

### 【期限制限なし】

5 補助・割引・貸付など	対象者	視覚障がい	1級～4級	
		平衡機能障がい	3級・5級	
		上肢不自由	1級・2級	
		下肢不自由	1級～6級	
		体幹不自由	1級～5級	
		乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい	上肢機能	1級・2級
			移動機能	1級～6級
		心臓機能障がい	1級～4級	
		じん臓機能障がい	1級～4級	
		呼吸器機能障がい	1級～4級	
		ぼうこうまたは直腸機能障がい	1級～4級	
		小腸機能障がい	1級～4級	
		ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい	1級～4級	
		肝臓機能障がい	1級～4級	
		療育手帳	Ⓐ・A	
		精神障害者保健福祉手帳	1級	
介護保険被保険者証	要介護度1～5			
申請窓口	健康福祉課社会福祉係 (0826-25-0250) および本庁住民課 各支所住民生活課			

【手続きに必要なもの】該当される手帳・受給者証

### 【期限制限あり】

対象者	妊産婦	妊娠7か月～産後1年6か月の妊産婦(産後は1歳6か月の乳幼児同伴時のみ)
	けが人など	けが等で杖等の補装具を必要とする人など
	申請窓口	健康福祉課社会福祉係 (0826-25-0250) および本庁住民課 各支所住民生活課

【手続きに必要なもの】母子健康手帳・医師の診断書・意見書等



5-9

りょかくうんちんわりびきせいで  
旅客運賃割引制度



公共交通機関を利用される場合、  
つぎのような割引制度があります。

5-9-1 「第1種の身体障害者手帳」および「第1種の療育手帳（㊤とA）」をお持ちの方

交通機関	乗車船券の種類	障がい者が12歳以上		障がい者が12歳未満		割引方法等
		介護者同伴	本人のみ	介護者同伴	本人のみ	
JR	普通乗車券	介護者とも5割引	101Km以上の場合のみ5割引	介護者とも5割引	101Km以上の場合のみ5割引	JR出札窓口で手帳を呈示し、割引乗車券を購入
	回数券	//	—	//	—	
	普通急行券	//	—	//	—	
	定期乗車券	//	—	介護者のみ5割引	—	
国内航空	※詳細については、ご利用の航空会社にお問い合わせください。					航空券購入時ならびに搭乗時に手帳を呈示
県内のバス	普通乗車券	介護者とも5割引	5割引	介護者とも5割引	5割引	乗車券購入時に手帳を呈示し、普通乗車券は降車時に手帳を呈示
	定期乗車券	介護者とも3割引	3割引	介護者のみ3割引	—	
	割引PASPY	介護者とも5割引	5割引	介護者とも5割引	5割引	
広電電車	普通乗車券	本人のみ5割引 (介護者2人まで無料)	5割引	介護者のみ無料 (2人まで)	—	バスの場合と同じ 回数券は割引なし
	定期乗車券 (1ヶ月)	本人のみ大人運賃× 2回×30日×0.5 (介護者2人まで無料)	大人運賃×2回 ×30日×0.5	//	—	
	割引PASPY	介護者のみ5割引	5割引	//	—	
アストラムライン	普通乗車券	介護者とも5割引	5割引	介護者のみ5割引	—	手帳を呈示
	定期乗車券	//	//	//	—	
	割引PASPY	//	//	//	—	購入時および利用時に請求があれば手帳を呈示
県内の旅客船	2等旅客券	介護者とも5割引	5割引	介護者とも5割引	5割引	乗船券購入時に手帳を呈示  ※詳細については、ご利用の旅客船運航会社にお問い合わせください。
	急行券 に係る 1等旅客券	//	//	//	//	
		//	//	//	//	
	1等旅客券	//	—	//	—	
	特等旅客券	//	—	//	—	
	特別室使用料金	//	—	//	—	
	座席指定料金	//	—	//	—	
	寝台料金	//	—	//	—	
	回数券	//	—	介護者のみ5割引	—	
	定期券	介護者とも3割引	—	介護者のみ3割引	—	
割引PASPY	介護者とも5割引	5割引	介護者とも5割引	5割引		
県内夕ヶ	運賃	1割引				手帳を呈示

5

補助・割引・貸付など



5. 補助・割引・貸付など

5-9-2 「第2種の身体障害者手帳」および「第2種の療育手帳（㊸とB）」をお持ちの方

交通機関	乗車船券の種類	障がい者が12歳以上		障がい者が12歳未満		割引方法等
		介護者同伴	本人のみ	介護者同伴	本人のみ	
JR	普通乗車券	—	101Km以上の場合のみ5割引	—	101Km以上の場合のみ5割引	JRみどりの窓口で手帳を呈示し、割引乗車券を購入
	回数券	—	—	—	—	
	普通急行券	—	—	—	—	
	定期乗車券	—	—	介護者のみ5割引	—	
国内航空	※詳細については、ご利用の航空会社にお問い合わせください。					航空券購入時ならびに搭乗時に手帳を呈示
県内のバス	普通乗車券	—	5割引	介護者とも5割引	5割引	乗車券購入時に手帳を呈示し、普通乗車券が降車時に手帳を呈示
	定期乗車券	—	3割引	介護者のみ3割引	—	
	割引PASPY	—	5割引	介護者とも5割引	5割引	
広電電車	普通乗車券	本人のみ5割引 (介護者同伴なし)	5割引	介護者のみ無料 (2人まで)	—	バスの場合と同じ
	定期乗車券 (1ヶ月)	本人のみ大人運賃× 2回×30日×0.5 (介護者同伴なし)	大人運賃×2回 ×30日×0.5	//	—	
	割引PASPY	本人のみ5割引 (介護者同伴なし)	5割引	//	—	
アストラムライン	普通乗車券	介護者とも5割引	5割引	介護者のみ5割引	—	請求時手帳を呈示
	定期乗車券	//	//	//	—	購入時および利用時に請求があれば手帳を呈示
	割引PASPY	//	//	//	—	
県内の旅客船	2等旅客券	—	101Km以上の場合のみ5割引 (距離制限なく割引する会社もある)	—	101Km以上の場合のみ5割引 (距離制限なく割引する会社もある)	乗船券等購入時に手帳を呈示するとともに乗船運賃割引申込書を提出  ※詳細については、ご利用の旅客船運航会社にお問い合わせください。
	急行券	—		—		
	1等旅客券	—		—		
	1等旅客券	—	—	—	—	
	特等旅客券	—	—	—	—	
	特別室使用料金	—	—	—	—	
	座席指定料金	—	—	—	—	
	寝台料金	—	—	—	—	
回数券	—	—	—	—		
定期券	—	—	介護者のみ3割引	—		
県内外	運賃	1割引				手帳を呈示



## 5-9-3 「精神障害者保健福祉手帳1級」をお持ちの方

交通機関	乗車券の種類	障がい者が12歳以上		障がい者が12歳未満		割引方法等
		介護者同伴	本人のみ	介護者同伴	本人のみ	
県内のバス	普通乗車券	介護者とも5割引	5割引	介護者とも5割引	5割引	乗車券購入時に手帳を呈示し、普通乗車券は降車時に手帳を呈示
	定期乗車券	介護者とも3割引	3割引	介護者のみ3割引	—	
	割引PASPY	介護者とも5割引	5割引	介護者とも5割引	5割引	
広電電車	普通乗車券	本人のみ5割引 (介護者2人まで無料)	5割引	介護者のみ無料 (2人まで)	—	バスの場合と同じ
	定期乗車券 (1ヶ月)	本人のみ大人運賃× 2回×30日×0.5 (介護者2人まで無料)	大人運賃×2回 ×30日×0.5	//	—	
	割引PASPY	本人のみ5割引 (介護者2人まで無料)	5割引	//	—	購入・降車時に手帳を呈示
アストラムライン	普通乗車券	介護者とも5割引	5割引	介護者のみ5割引	—	手帳を呈示
	定期乗車券	//	//	//	—	
	割引PASPY	//	//	//	—	

5

補助・割引・貸付など

## 5-9-4 「精神障害者保健福祉手帳2級および3級」をお持ちの方

交通機関	乗車券の種類	障がい者が12歳以上		障がい者が12歳未満		割引方法等
		介護者同伴	本人のみ	介護者同伴	本人のみ	
県内のバス	普通乗車券	—	5割引	介護者とも5割引	5割引	乗車券購入時に呈示し、普通乗車券は降車時に手帳を呈示
	定期乗車券	—	3割引	介護者のみ3割引	—	
	割引PASPY	—	5割引	介護者とも5割引	5割引	
広電電車	普通乗車券	本人のみ5割引 (介護者割引なし)	5割引	介護者のみ無料 (2人まで)	—	バスの場合と同じ 回数券は割引なし
	定期乗車券 (1ヶ月)	本人のみ大人運賃× 2回×30日×0.5 (介護者割引なし)	大人運賃×2回 ×30日×0.5	//	—	
	割引PASPY	本人のみ5割引 (介護者割引なし)	5割引	//	—	購入・降車時に手帳を呈示
アストラムライン	普通乗車券	介護者とも5割引	5割引	介護者のみ5割引	—	手帳を呈示
	定期乗車券	//	//	//	—	
	割引PASPY	//	//	//	—	

## ※利用時の注意事項

- (注1) \*介護者同伴・本人のみの欄に「—」が引いてあるものは、割引の適用がありません。バス・旅客船・タクシーなどの割引運賃の適用について、他県においては別の手続きが必要な場合もありますので注意してください。なお、割引の対象となる障がいのある方が他の手帳を所持していても、重複して運賃割引は適用されません。
- (注2) \*介護者の割引が適用になる方は、手帳に「介護」の押印があります。
- (注3) \*料金の端数処理については、交通機関によって処理方法が異なります。  
※詳しくは、関係交通機関にお問い合わせください。



## 5. 補助・割引・貸付など

### 5-10

### 税金の軽減



障がいのある方や、障がいのある方を扶養している方に対し、所得税や住民税・相続税などの軽減が行われます。

#### 5-10-1 所得税・住民税の控除

5  
補助・割引・貸付など

	一般障がい者	特別障がい者
対象者	①身体障害者手帳3級～6級 ②療育手帳㊀・B ③精神障害者保健福祉手帳2級・3級	①身体障害者手帳1級・2級 ②療育手帳㊁・A ③精神障害者保健福祉手帳1級
所得税控除額	270,000円	400,000円
住民税控除額	260,000円	300,000円
申請窓口	給与所得者（毎年年末調整で申告） 所得税・住民税（毎年確定申告で申告） ※手帳を提示	
問合せ先	（所得税）広島北税務署（082-814-2111） （住民税）税務課（0826-28-2114）	

#### 5-10-2 相続税等の控除

	一般障がい者	特別障がい者
対象者	①身体障害者手帳3級～6級 ②療育手帳㊀・B ③精神障害者保健福祉手帳2級・3級	①身体障害者手帳1級・2級 ②療育手帳㊁・A ③精神障害者保健福祉手帳1級
控除となる税金の種類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相続税</li> <li>・贈与税</li> <li>・消費税（身体障害者用物品）</li> </ul>	
問合せ先	広島北税務署（082-814-2111）	



## 5-10-3 軽自動車税・自動車税・自動車取得税の控除



障がいのある方の一定の要件を満たす自動車については、税金の減免が受けられます。なお、障がいのある方1人につき1台に限ります。

## ■軽自動車税・自動車税・自動車取得税の減免対象者（基準日：4月1日）

区 分	障がいの程度	
	本人が運転する場合	家族または常時介護者が運転する場合
視覚障がい	1級～4級	
聴覚障がい	2級・3級	
平衡機能障がい	3級	
上肢不自由	1級・2級	
下肢不自由	1級～6級	1級～3級
体幹不自由	1級～3級、5級	1級～3級
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障がい	上肢機能	1級・2級
	下肢機能	1級～6級
心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・肝臓または小腸の機能障がい	1級・3級	
音声機能障がい	3級 (喉嚨摘出による音声機能障がいがある場合に限る)	
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい	1級～3級	
知的障がい者	—	Ⓐ・A
精神障がい者	1級	

5

補助・割引・貸付など

(注1) \* 「家族」とは、本人（身体障がい者など）と生計を一にしている方のことです。

(注2) \* 軽自動車税については、所有要件がありますのでご注意ください。

## ■申請窓口

	申請窓口	電話番号
軽自動車税	税務課	0826-28-2114
自動車税	西部県税事務所	082-513-5372
自動車取得税	西部県税事務所観音庁舎	082-232-7694





## 5. 補助・割引・貸付など

### 5-11

せいかつふくししきん かしつけ  
生活福祉資金の貸付



経済的自立および生活意欲の助長促進を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的として、資金の貸付と必要な援助指導を行う制度です。

#### ■福祉資金の種類

5  
補助・割引・貸付など

福 祉 費	生業を営むために必要な経費
	技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費
	就職、技能習得等の支度に必要な経費
	住宅を増築、改築、拡張、補修、保全または公営住宅を譲り受けるために必要な経費
	福祉用具等の購入に必要な経費
	障害者用自動車の購入に必要な経費（障害者が属する世帯）
	負傷または疾病の療養に必要な経費及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費
	介護サービス、障害福祉サービス等を受けるのに必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費
	災害を受けたことにより臨時に必要な経費
	冠婚葬祭に必要な経費
住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費	
緊急小口資金	緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合

※その他の資金の種類・貸付けの申請方法などは、申請窓口にお問い合わせください。

申 請 窓 口	安芸太田町社会福祉協議会 (電話 0826-32-2226 FAX 0826-32-2048)
---------	--



## 5-12

しょうがいしゃじゅうたくせいびしきんかじつけ  
障害者住宅整備資金貸付



障がいのある方、または同居する親族に対し、専用居室などを増改築するために必要な資金を貸付けします。

対象者	①身体障害者手帳1級～4級をお持ちの方 ②療育手帳ⒶまたはAをお持ちの方 ③「①・②」と同程度の障がいがあると認められる方 ④上記障がいのある方と同居する親族
貸付限度額	420万円
償還方法	据置期間6か月以内、据置期間終了後9年4か月以内で年賦・半年賦・月賦による元金利息均等償還（繰上償還も認められます。）
利子	年3%
申請窓口	健康福祉課社会福祉係および本庁住民課・各支所住民生活課
問合せ先	健康福祉課社会福祉係（0826-25-0250）

5

補助・割引・貸付など

## 5-13

むりょうばんごうあんない  
NTTの無料番号案内



番号案内を無料で受けられる制度があります。詳しくは、NTTまでお問い合わせください。

対象者	①視覚障がい（1級～6級） ②上肢障がい（1級・2級） ③体幹機能障がい（1級・2級） ④運動機能障がい（1級・2級） ⑤療育手帳をお持ちの方 ⑥精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
問合せ先	NTT 西日本ふれあい担当 フリーダイヤル（0120-104-174）

## 5-14

けいたいでんわりょうきん わりびき  
携帯電話料金の割引



身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方が契約している携帯電話の基本使用料などが割引になる制度があります。詳しくは、各携帯電話会社の販売店にお問い合わせください。

対象者	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付をされた方
問合せ先	各携帯電話会社の販売店



## 5. 補助・割引・貸付など

### 5-15

しゅわつうやくしゃ はけん  
手話通訳者の派遣



聴覚障がいなどの手帳をお持ちの方に対し、家庭生活および社会生活におけるコミュニケーションを円滑に行うため、手話通訳者を派遣しています。

対象者	聴覚または音声・言語機能障がいにより、意思伝達が著しく困難で、手話が理解できる方
利用料	無料
申請窓口	健康福祉課社会福祉係 (電話 0826-25-0250 F A X 0826-22-0686)

5

補助・割引・貸付など

### 5-16

ひなんこうどうようしえんしゃしえんせいど  
避難行動要支援者支援制度



地域の支援を必要とする身体に障がいのある方を登録することにより、災害時の安否確認や避難誘導などの支援を迅速に行います。

対象者	身体に障がいがあり自力で避難行動が取れず、家族などの支援が受けられない方
申請窓口	総務課危機管理室、健康福祉課および各支所/住民生活課
問合せ先	総務課 (電話 0826-28-2111 F A X 0826-28-1622) 健康福祉課 (電話 0826-25-0250 F A X 0826-22-0686)

### 5-17

しん ゆう せい ど  
新マル優制度



預貯金などの利子非課税の申請ができます。

対象者	身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
対象預貯金等	郵便貯金、銀行などの預貯金、公債（措置法適用分） 限度額各 350万円
申請窓口	取扱郵便局・金融機関などの各窓口



## 5-18

ちょうかくしょうがいしゃとうきんきゅうつうほうよう

## 聴覚障害者等緊急通報用ファクシミリ



広島市消防局が管轄する地域を対象に、聴覚または音声・言語機能に障がいのある方などがファクシミリにより直接緊急通報を行うことができます。事前に申請が必要となりますので、詳しくは、広島市消防局へお問い合わせください。

対象者	聴覚または音声・言語機能に障がいのある方など
問合せ先	広島市消防局警防部警防課指令係 (電話 082-546-3456 FAX 082-542-1007)

5

補助・割引・貸付など

## 5-19

ひろしまし

## 広島市eメール119番

ばん



広島市消防局が管轄する地域を対象に、聴覚または音声・言語機能に障がいのある方などが携帯電話機やインターネット末端機から電子メールを利用して、直接消防車や救急車の要請ができます。事前に申請が必要となりますので、詳しくは、広島市消防局へお問い合わせください。

対象者	聴覚または音声・言語機能に障がいのある方など
問合せ先	広島市消防局警防部警防課指令係 (電話 082-546-3456 FAX 082-542-1007)





## 5. 補助・割引・貸付など

### 5-20

あんしん電話設置事業  
でんわせつちじぎょう



重い障がいのある方の日常生活における相談や、急病などの緊急時に対応するため、緊急通報電話を設置します。

対象者	①重度の身体障がいのある一人暮らしの方 ②重度の身体障がいのある方のみにより構成される世帯の方
申請窓口	健康福祉課社会福祉係および本庁住民課・各支所住民生活課
問合せ先	健康福祉課社会福祉係（0826-25-0250）

5

補助・割引・貸付など

### 5-21

公共施設使用料などの減免  
こうきょうしせつしゅうりょう げんめん



身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を提示することで、施設などで割引を受けることができます。割引の内容については、各公共施設の窓口へお問い合わせください。

問合せ先	各公共施設の窓口
------	----------

### 5-22

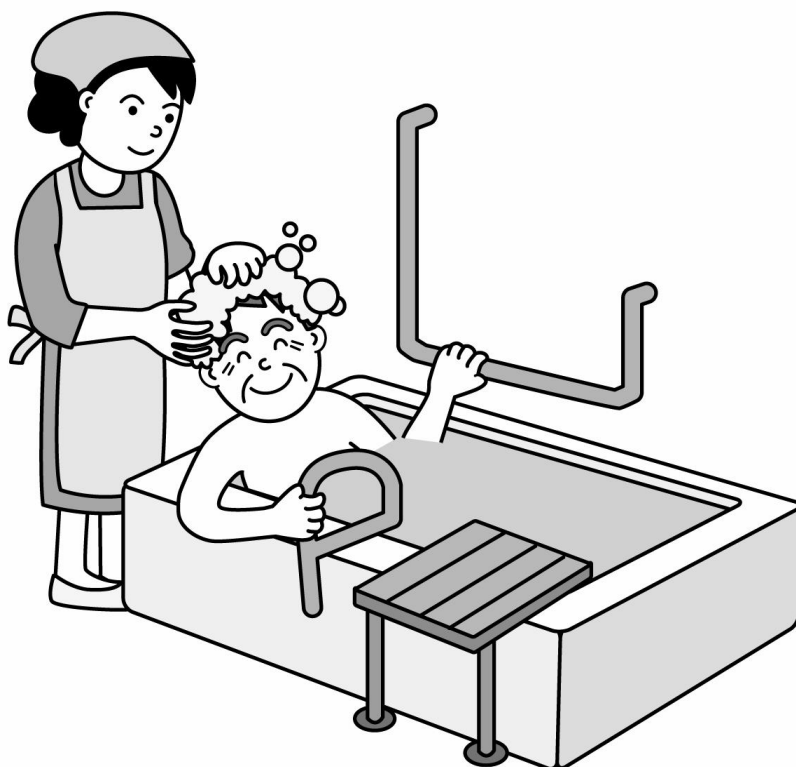
ヘルプマーク  
・ヘルプカード



広島県が推進する「あいサポート運動」の取り組みとして、ヘルプマーク・ヘルプカードを無償で配布します。

ヘルプマークとは	義足や人工関節を使用している方、内部障がいや指定難病者の方など、援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない方が、周囲に配慮を必要としていることを知らせることにより、援助が得やすくなるマークです。
ヘルプカードとは	障がいのある方などが災害や緊急時、また、日常生活で困った時などに、緊急連絡先や必要とする支援内容などを記載するカードです。東京都標準様式を参考とし、名刺大・折りたたみ式のカードが広島県版の「ヘルプカード」です。
配布窓口	健康福祉課社会福祉係および本庁住民課・各支所住民生活課
問合せ先	健康福祉課社会福祉係（0826-25-0250）

## しょう ぶくし 6. 障がい福祉サービス



6

障がい福祉サービス

障がいのある方が安心して生活できるようホームヘルプサービスなどの在宅サービスや、在宅での生活が困難な方に対し、施設入所支援などのサービスを行っています。



## 6. 障がい福祉サービス

# しょう ふくし 6. 障がい福祉サービス

### 6-1

### しょう ふくし 障がい福祉サービスとは



障がいのある方の程度や介護者などの状況をふまえ、個別に支給決定を行います。障がい福祉サービスでは、障がいのある方自らがサービスを選択し、契約によりサービスを利用する仕組みとなっています。

## 6

### 障がい福祉サービス

### ■対象となるサービス

自立支援給付	
居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で食事・入浴などの介護や、調理・洗濯などの家事援助を受けることができます。
重度訪問介護	重い障がいがあり、常に介護が必要な方が、自宅で介護や外出時の移動の支援など総合的に受けることができます。
同行援護	視覚障がいにより移動が著しく困難な方に、異動に必要な情報の提供(代筆・代読を含む)や外出支援などを行います。
行動援護	知的障がいや精神障がいにより行動が困難で常に介護が必要な方に、行動するとき必要な解除や外出時の移動の補助等をします。。
重度障害者等包括支援	介護の必要性が非常に高い方に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。
短期入所 (ショートステイ)	家で介護を行う方が病気等の場合、短期間、施設へ入所できます。
療養介護	医療の必要な障がい者で常に介護が必要な方に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護や世話をします。
生活介護	常に介護が必要な方に、施設で入浴や排せつ、食事の介護等をします。
施設入所支援	施設に入所し、食事・入浴などの介護を受けることができます。





自立支援給付		
訓練等給付	自立生活援助	施設入所支援や共同生活援助を利用していた方で、ひとり暮らしを希望する方等を対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行います。
	自立訓練 (機能訓練)	主に身体障がい者や難病患者等の方を対象に、地域生活を営む上で身体機能・生活能力の維持・向上のための支援が必要な方に、期間を限定し、理学療法や作業療法等の身体機能のリハビリテーションや家事等の訓練、日常生活上の相談支援、関係機関との連絡調整等を行い、利用者の地域生活への移行を図ります。
	自立訓練 (生活訓練)	主に知的障がいまたは精神障がいの方を対象に、地域生活を営む上で生活能力の維持・向上のための支援が必要な方に対し、期間を限定し、食事や家事等の訓練、日常生活上の相談支援、関係機関との連絡調整等を行い、利用者の地域生活への移行を図ります。
	就労移行支援	就職を希望する方が、就職するための訓練を受けることができます。
	就労継続支援 (A型)	就労に必要な知識・能力の向上により、事業所において雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる障がい者の方に対し、雇用契約に基づく就労の機会を提供し、一般就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた支援を行います。
	就労継続支援 (B型)	企業等や就労継続支援（A型）での雇用が困難な障がい者の方に対し、就労や生産活動の機会を提供し、知識・能力が高まった場合は、就労への移行に向けた支援を行います。
	就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がいのある方に、相談を通じて就業に伴う生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整や、それに伴う課題解決に向けて必要となる支援をします。
	共同生活援助 (グループホーム)	障がいのある方たちが、地域で共同生活し、日常生活の援助などを受けることができます。
相談支援事業		
計画相談支援	障がいのある方の心身の状況や環境、サービス利用等の意向の聞き取り、その方に合ったサービス利用の計画を作成します。	
地域移行支援	施設入所者または精神科病院に入院している方に対して、住居の確保や地域生活に移行するための相談等の支援をします。	
地域定着支援	単身等で生活する障がいのある方に対し、常に連絡がとれる体制を確保し、緊急の事態に相談等の必要な支援をします。	





## 6. 障がい福祉サービス

地域生活支援事業	
移動支援 (ガイドヘルプ)	屋外での移動が困難な方について、円滑に外出できるよう、移動を支援します。
日中一時支援	介護をする方に用事があるときなどに、障がいのある方へ日中の活動の場を提供します。
地域活動支援センター	障がいのある方が、作業や創作活動を通して社会参加や交流を行うことができます。
地域生活支援事業	
移動支援 (ガイドヘルプ)	屋外での移動が困難な方について、円滑に外出できるよう、移動を支援します。
日中一時支援	介護をする方に用事があるときなどに、障がいのある方へ日中の活動の場を提供します。
地域活動支援センター	障がいのある方が、作業や創作活動を通して社会参加や交流を行うことができます。
障がい児通所支援	
児童発達支援	障がい児に対して、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活の適応訓練等必要な支援を行います。
医療型児童発達支援	上肢、下肢または体幹機能の障がいのある児童に対して、医療型児童発達支援センター等の指定発達支援医療機関において児童発達支援及び治療を行います。
放課後等デイサービス	学校通学中の障がい児に対して、放課後や長期休暇中に生活能力向上のために必要な訓練などを行います。
保育所等訪問支援	保育所等を利用している障がい児に対して、障がい児施設等で指導経験のある児童指導員、保育士による訪問指導を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がいなどで障がい児通所支援を利用することが著しく困難な障がい児に対して、居宅を訪問して発達支援を行います。
障がい児相談支援	
障がい児相談支援	障がい児が障がい児通所支援（児童発達支援、放課後デイサービス等）を利用する前に障がい児支援利用計画を作成し、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行うなどの支援を行います。
申請窓口	
健康福祉課社会福祉係（電話 0826-25-0250） または本庁住民課・各支所住民生活課	

6

障がい福祉サービス



6-2 サービスを受けるための手続きの流れ



サービスを受けるためには申請が必要となります。サービスを利用するまでの手続きの流れは次のとおりです。

1. 相談	<ul style="list-style-type: none"> <li>●安芸太田町役場各窓口にご相談ください。</li> <li>●どのようなことで困っているか、どのようなサービスが必要かなど、相談や情報提供を行います。</li> </ul>
-------	---



2. 申請・調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>●受けたいサービスが決まったら役場に申し込みます。</li> <li>●保健師が訪問し、現在の生活や障がいの状況について聞き取りを行います。</li> </ul>
----------	--

6  
障がい福祉サービス

介護給付
<ul style="list-style-type: none"> <li>●かかりつけの医師に、医師の意見書を書いてもらいます。</li> </ul>



訓練等給付

3. 認定	<ul style="list-style-type: none"> <li>●調査結果、医師の意見書をもとに、審査会で必要なサービスの目安となる、障害支援区分を認定します。</li> </ul>
-------	--

4. サービス等利用計画案の作成	<ul style="list-style-type: none"> <li>●特定相談支援事業所が障がいのある人の心身の状況や環境、サービス利用等の意向を聞き取り、その人に合ったサービス利用の計画を作成します。</li> </ul>
------------------	---

5. 支給決定	<ul style="list-style-type: none"> <li>●状況や希望により、サービスを決定し、サービスを利用するための受給者証を交付します。</li> </ul>
---------	--

6. 契約・サービス利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>●サービス提供事業所を選んで、契約をし、サービスを利用します。</li> <li>●サービスを利用したら、事業所に利用料を支払います。</li> </ul>
--------------	---



## 6. 障がい福祉サービス

### 安芸太田町内障がい者関係施設・事業所一覧

町内には、障がいのある人にかかる福祉サービスとして、次のような施設・事業所等があります。

種類	名称	所在地
指定居宅支援事業所 ・居宅介護 ・重度訪問介護 ・行動援護	安芸太田町社協訪問介護事務所	安芸太田町戸河内 800-1 (電話 0826-28-1505)
多機能型事業所 ・生活介護 ・就労継続支援B型	安芸太田町社協多機能型事業所 「クローバータウン」	安芸太田町下筒賀 366-1 (電話 0826-22-2190)
短期入所	寿光園短期入所生活介護事業所	安芸太田町下筒賀 821 (電話 0826-22-1075)
指定障害者支援施設 ・施設入所支援 ・生活介護 ・就労継続支援B型	指定障害者支援施設 戸河内あすなる園	安芸太田町土居 578 (電話 0826-28-2945)
基準該当事業所 ・生活介護 ・自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	安芸太田町社協通所介護事業所 「ふれあい」	安芸太田町戸河内 780-15 (電話 0826-28-2115)
	寿光園デイサービスセンター 通所介護事業所	安芸太田町下筒賀 821 (電話 0826-22-1075)
共同生活援助	グループホーム大銀杏	安芸太田町中筒賀 1737 (電話 0826-32-2012)
	JOCA×3 (名称未定) 令和3年度開設予定	安芸太田町加計 (電話 0826-※※-※※※)
就労継続支援 (A型)	JOCA×3 (ジョカカケサン)	安芸太田町中筒賀 842-4 (電話 0826-22-6424)
就労継続支援 (B型) 生活介護 放課後等デイサービス	JOCA×3 (ジョカカケサン)	安芸太田町加計 3502-2 (電話 0826-22-6666)
計画相談支援 (特定相談)	安芸太田町社協指定特定相談支援 事業所	安芸太田町下筒賀 366-1 (電話 0826-22-2190)
	相談支援事業所戸河内あすなる園	安芸太田町土居 578 (電話 0826-28-2945)
	J's サポート JOCA×3	安芸太田町加計 3544-2 (電話 0826-25-0052)

# 7. 教育



障がいのある子どもが、能力や可能性を最大限に伸ばし、将来自立していきいきと生活ができるよう支援しています。



# きょういく 7. 教育

## 7-1

## とく べつ し えん がっ こう 特別支援学校



特別支援教育は、障がいのある幼児・児童・生徒1人ひとりの能力や可能性を最大限に伸ばすための教育です。また、特別支援学校では、地域の実態や家庭の要請などにより、障がいのある幼児・児童・生徒またはその保護者に対して教育相談を行っています。

## (広島県)

種別	障がい	学校名	郵便番号	所在地	電話番号
7 教育	障がい	広島中央特別支援学校	732-0009	広島市東区戸坂千足2丁目1-4	082-229-4134 (FAX082-229-4136)
	聴覚障がい	広島南特別支援学校	730-0822	広島市中区吉島東2丁目10-33	082-244-0421 (FAX082-244-0423)
		呉南特別支援学校	737-0003	呉市阿賀中央5丁目13-71	0823-71-8263 (FAX0823-72-7307)
		尾道特別支援学校	722-0022	尾道市栗原町1524	0848-22-5248 (FAX0848-22-5249)
	肢体不自由	広島特別支援学校	739-1743	広島市安佐北区倉掛2丁目47-1	082-843-1811 (FAX082-843-1813)
		福山特別支援学校	720-0841	福山市津之郷町津之郷280-3	084-951-1513 (FAX084-951-3864)
		西条特別支援学校	739-0036	東広島市西条町田口314	082-425-1377 (FAX082-425-5185)
		八本松分級	739-0133	東広島市八本松町米満198-1	082-428-4028 (FAX082-428-4028)
	病弱	広島西特別支援学校	739-0651	大竹市玖波4丁目6-10	0827-57-1000 (FAX0827-57-1001)



種別	学校名	郵便番号	所在地	電話番号
知的障がい	廿日市特別支援学校	738-0034	廿日市市宮内 877-2	0829-39-1995 (FAX0829-39-6643)
	福山北特別支援学校	720-2412	福山市加茂町下加茂6	084-972-3040 (FAX084-972-6253)
	三原特別支援学校	729-2361	三原市小泉町 199-2	0848-66-3030 (FAX0848-66-3031)
	尾道特別支援学校 しまなみ分校	722-2101	尾道市因島大浜町 1517-1	0845-24-1822 (FAX0845-24-1852)
	三原特別支援学校 大崎分教室	725-0301	豊田郡大崎上島町中野 2078	0846-64-4046 (FAX0846-64-4046)
	呉特別支援学校	737-0911	呉市焼山北 3 丁目 22-1	0823-33-0300 (FAX0823-33-0308)
	// 江能分級	737-2302	江田島市能美町鹿川 3406-3	0823-45-5120 (FAX0823-45-5120)
	庄原特別支援学校	727-0021	庄原市三日月町 4-44	0824-72-5111 (FAX0824-72-5088)
	呉南特別支援学校	737-0003	呉市阿賀中央 5 丁目 13-71	0823-71-8263 (FAX0823-72-7307)
	広島北特別支援学校	731-0212	広島市安佐北区三入東 1丁目25-1	082-818-1201 (FAX082-818-1203)
	沼隈特別支援学校	720-0401	福山市沼隈町上山南 736-3	084-988-0888 (FAX084-988-0889)
	黒瀬特別支援学校	739-2622	東広島市黒瀬町乃美尾 25-1	0823-82-6733 (FAX0823-82-7850)
	// 安浦分級	737-2501	呉市安浦町女子畑 133-3	0823-84-6038 (FAX0823-84-6038)
	広島市立広島特別支援学校	734-0013	広島市南区出島 4-1-1	082-250-7101 (FAX082-250-7102)





## 7. 教育

### 7-2

### とく べつ し えん がっ きゅう 特別支援学級



小・中学校には、児童生徒の障がいの状態や発達段階、特性などに応じて特別に配慮された教育を行うために特別支援学級が設けられています。

窓 口	所在地	電話番号
教育委員会教育課	〒731-3501 安芸太田町大字加計 5908 番地 2	0826-22-1212 (FAX 0826-22-1166)

### 7-3

### ほ いく 保 育



集団生活が可能で障がいのある乳幼児について、保護者が就労などの理由で、家庭において保育できない場合に、保育所で受入れしています。

窓 口	所在地	電話番号
教育委員会教育課	〒731-3501 安芸太田町大字加計 5908 番地 2	0826-22-1212 (FAX 0826-22-1166)



# 8. 就 労



8  
就  
労

障がいのある方が、自立し、社会参加していくために就労に向けた支援を行っています。





## しゅうろう 8. 就 労

## 8-1

### ハローワーク (公共職業安定所)



障がいのある方の就職については、ハローワークに専門の係が置かれ、求人・求職の受付から就職後のアフターケアまで一貫して行われます。

窓 口	所 在 地	電 話 番 号	管轄地域
ハローワーク可部 (可部公共職業安定所)	〒731-0223 広島市安佐北区可部南 3-3-36	082-815-8609 (FAX 082-814-6222)	安佐北区 山 県 郡

## 8-2

### しゃかいてきおうくねれんじぎょう 社会適応訓練事業



精神に障がいのある方等が、集中力・対人能力・仕事に対する持続力・環境適応能力などを養う活動をしています。

窓 口	所 在 地	電 話 番 号
健康福祉課健康増進係	〒731-3622 安芸太田町大字下殿河内 236 番地	0826-22-0250 (FAX 0826-22-0686)

## 8-3

### しょうがいしゃしゅうぎょう せいかつし えん 障害者就業・生活支援センター



障がいのある方が安心して働くために、就労に向けた訓練や、実習を行います。また、必要に応じてハローワークなどの関係機関と連携をとりながら、就労や生活についての支援や助言などを行います。

窓 口	所 在 地	電 話 番 号
広島障害者就業・生活支援センター	〒733-0011 広島市西区横川町 2-5-6 メゾン寿々屋 201 号	082-297-5011 (FAX 082-297-5012)